

第3号議案

蒲郡市個人情報保護条例の一部改正について

蒲郡市個人情報保護条例の一部を改正する条例を、次のように制定するものとする。

令和4年2月28日提出

蒲郡市長 鈴木 寿 明

蒲郡市個人情報保護条例の一部を改正する条例

別紙のとおり

提案理由

行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律及び独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律の廃止に伴い、所要の改正を行うため提案する。

蒲郡市個人情報保護条例の一部を改正する条例

蒲郡市個人情報保護条例（平成10年蒲郡市条例第2号）の一部を次のように改正する。

第2条第2号中「行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第58号）第2条第3項」を「個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第2条第2項」に改め、同条第10号中「独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第59号）第2条第1項」を「個人情報の保護に関する法律第2条第9項」に改める。

附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。